

知事コメント

令和4年1月7日(金)

1月9日(日)から、沖縄県はまん延防止等重点措置を実施すべき区域となります。

本日、政府対策本部にて、感染状況や医療提供体制等の負荷の状況について分析・評価が行われ、沖縄県はまん延防止等重点措置により感染の再拡大を防止する必要性が高いとされました。併せて国の基本的対処方針も変更され、講ずべき対策についても示されたところです。

県内で本日新たに確認された新規陽性者数は1,414名。昨日更新した一日の新規陽性者981名をさらに更新しております。昨日も申しましたが、オミクロン株の感染力は驚異的です。

今回国の基本的対処方針には「更なる知見の集積が必要である」と前置きされたものの「オミクロン株では重症化しにくい可能性」について記載されました。一方で「重症化リスクがある程度低下していたとしても、感染例が大幅に増加することで重症化リスクの低下分が相殺される」と記載されております。

県としましては、基本的対処方針に則り、感染例の大幅な増加を防ぐこと、そして重症化リスクの高い方を守るための対策が必要であると考えております。

その両方において、県民の皆様、事業者の皆様のご協力が必要不可欠です。昨日、県はまん延防止等重点措置に指定された際の対処方針案を先んじてお示しして、措置の実施について県民の皆様にご協力をお願いしたところです。本日政府決定に伴い、県の方針として改めてお知らせします。

まん延防止等重点措置区域としては県全域と致します。新たな対処方針では、県民の方に「営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと」や「不要不急の県外との往来について極力控えること」等を要請しております。事業者・経済界へは「従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと」や「自社の従業員に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないように求めること、特に営業時間短縮要請に応じていない店舗の利用を控えるよう求めること」等を要請します。

また、飲食関連については、昨日までにお伝えしていた通り、認証店以外の店舗においては酒類の提供を行わないこと、及び20時までの営業時間短縮を要請致します。

感染防止対策認証店については、酒類提供を20時までとして21時までの営業時間の短縮を要請致します。

飲食を主とする店舗のカラオケ設備についても、非認証店舗では設備の提供をしないことを要請致します。

これら事業者の方々に対する措置については、先般経済対策関係団体会議からもご意見を頂き、措置の実施についてご理解を頂けたものと認識しております。

そして、重症化リスクの高い方がいらっしゃる福祉施設についても、従事者の体調管理や同居家族等に体調不良者がいる場合は積極的に検査を勧奨して頂きますよう要請致します。

現在、医療従事者の感染等により休職が多数発生し、人手不足を原因とした医療機関の診療制限等が生じております。オミクロン株であっても、ワクチンの3回目接種により効果が高まる可能性について指摘されていることから、県としましても、市町村と調整し、積極的に追加接種について取り組んでまいります。

また、重症化を防ぐ観点から今後も初回接種(1・2回目接種)は重要です。県としましても継続して取り組んでまいりますので、特に、10代から30代までの若者世代を含む初回接種がまだの方々においては、ワクチン接種を積極的にご検討くださいますようお願い致します。

急速な感染拡大により「不安があつて検査を受けたいが、どうすればいいのかわからない」という県民の方もいらっしゃると思います。県としまして「コロナかな?と思ったら」を改定致しました。「陽性者との接触の有無」や「症状の有無」に合わせて検査を受けて頂くことは、希望者の方のスムーズな受検につながるだけでなく、医療機関のひっ迫を防ぐためにも有用です。

また、熱等の症状がある場合には、症状に応じて市販の風邪薬等を服用することも可能です。是非、不安な方は御覧のフロー図を確認しながら受検頂きますようお願い致します。この図については、県のHPに掲載するほか、市町村の窓口にも配布し、社会福祉施設や事業所についても広く周知するように各部局に指示しておりますので、広く県民の皆様への周知についてのご協力をお願い致します。

県民の皆様、一人ひとりの感染防止対策は、新たな驚異に対しても変わらず最大の武器です。人の集まる場所では、マスクを着用して頂き、公共のものに触れた時には、こまめに消毒して下さい。会食は同居する家族やパートナーなど親しい人に留めてください。そして、極めて重要なことですが、発熱などの症状を認めるときには、仕事や学校を休み、外出を自粛して下さい。

また、エアロゾル、すなわち室内の空気中を漂っているウイルスを介しての感染も懸念されます。できるだけ防御効果の高い不織布のマスクなどを使うほか、屋内、車(くるま)内などの閉鎖された空間では定期的な換気を行ってください。店舗事業者の方々はCO2センサー等を利用し換気の日安として二酸化炭素濃度を測定するなどのお取り組みをお願い致します。

今後さらに感染が拡大した場合は、緊急事態宣言に移行することも視野に入れなければなりません。そうなれば、より強い制限を要請せざるを得ません。何卒県民の皆様、事業者の皆様、一丸となって一緒にこの危機を乗り越えてまいりましょう。宜しくお願い致します。